



OECDと日本

～「OECD責任ある企業行動に関する
多国籍企業行動指針」と「日本NCP」～



OECDとは？



OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development : 経済協力開発機構) は、経済成長、開発援助、自由かつ多角的な貿易の拡大を目的とする国際機関(本部はパリ)で、「共通の価値」を有する38か国が加盟しています。OECDは、経済政策・分析、規制制度・構造改革、貿易・投資、環境・持続可能な開発、公共ガバナンスなど多岐にわたる経済・社会分野において、調査、分析、政策提言を行うことから「世界最大のシンクタンク」とも呼ばれています。

OECDは経済・社会分野の政策協調の場であり、加盟国間の議論を通じ、質の高いスタンダードの形成や先進的課題への対応・ルール作りを先取りしてきました。加盟国は、こうしたOECDの活動に参加することを通じ、自国の経済・社会政策や制度を調整・改善する機会を得ています。

加盟国 (38か国)

(1) 原加盟国：

オーストリア、ベルギー、デンマーク、仏、独、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、伊、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英、米、カナダ

(2) その後の加盟国：

日本(1964年)、フィンランド(1969年)、豪(1971年)、ニュージーランド(1973年)、メキシコ(1994年)、チェコ(1995年)、ハンガリー、ポーランド、韓国(以上1996年)、スロバキア(2000年)、チリ、スロベニア、イスラエル、エストニア(以上2010年)、ラトビア(2016年)、リトアニア(2018年)、コロンビア(2020年)、コスタリカ(2021年)



© OECD

OECD条約署名(1960年)

「OECD責任ある企業行動に関する 多国籍企業行動指針」とは？

1976年、OECDは、多国籍企業に対して期待される責任ある行動を自主的にとるよう勧告するための「OECD多国籍企業行動指針」を策定しました。「行動指針」は、世界経済の発展や企業行動の変化などの実情に合わせ、随時改訂されています。「行動指針」には、法的な拘束力はありませんが、一般方針、情報開示、人権、雇用及び労使関係、環境、贈賄及びその他の形態の腐敗の防止、消費者利益、科学、技術及びイノベーション、競争、納税等、幅広い分野における責任ある企業行動に関する原則と基準を定めています。

直近の2023年の改訂では、「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」に名称が変更されるとともに、企業によるサプライチェーンの下流へのデュー・ディリジェンスの適用範囲の明確化に加え、気候変動や生物多様性について国際的に合意された目標との整合性を図ること、及びデータの収集や使用を含めた技術に関するデュー・ディリジェンスの期待等の規定が新たに盛り込まれました。

現在、OECD加盟国38か国の他、アルゼンチン、ブラジル、ブルガリア、クロアチア、エジプト、ヨルダン、カザフスタン、モーリシャス、モロッコ、ペルー、ルーマニア、チュニジア、ウクライナ、ウルグアイの非加盟国14か国が「行動指針」に参加しています。





「各国連絡窓口」(NCP)とは？



2000年、「行動指針」の普及や「行動指針」に関する照会処理、問題解決支援のため、各国に「連絡窓口(NCP)」(National Contact Point)を設置することが決定され、2011年には、NCPによる問題解決支援の機能が強化されました。

2023年には、NCPの実効性を確保するため、「行動指針」の様々な規定の強化が行われました。各国のNCPIは、OECDにおいて定期的にNCPネットワーク会合を開催し、OECD投資委員会に対して活動内容等を報告しています。

「行動指針」の実実施手続には、提起された問題の処理手続、NCPの組織や実際の活動に当たって考慮すべき点、OECD投資委員会の活動につき詳細が記載されています。

OECDのデュー・ディリジェンス ガイダンスとは？

「行動指針」に基づき、企業は、実際の／潜在的な負の影響を特定し、防止し、緩和する一連のプロセス(デュー・ディリジェンス)を実施することが求められます。

OECDは、企業のデュー・ディリジェンス実施に資するよう、デュー・ディリジェンス・ガイダンス(分野横断)、セクター毎のデュー・ディリジェンス(鉱物、採掘産業、農業、衣類・履物、金融、電子機器・自動車)を作成しております(日本語版を外務省ホームページに掲載)。

日本NCPとは？

日本NCPは2000年に設置され、外務省・厚生労働省・経済産業省の三者で構成されています。

2008年7月に、日本NCPの諮問機関として、日本NCP、産業界（一般社団法人日本経済団体連合会）及び労働界（日本労働組合総連合会）から構成される日本NCP委員会を設置し、定期的に会合を開催しています。

日本NCP委員会





OECD本部外観

■詳細は、下記ホームページよりご参照ください。

外務省ホームページ

- OECD責任ある企業行動に関する
多国籍企業行動指針と日本NCP

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>



- OECD責任ある企業行動に関する
多国籍企業行動指針

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100586174.pdf>



- 日本NCPの個別事例処理手続

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100004429.pdf>



OECDホームページ

- NCP苦情処理メカニズムに関するFAQs

<https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/networks/national-contact-points/FAQ-NCP-grievance-mechanism.pdf>



■日本NCP連絡先：外務省経済局経済協力開発機構室
e-mail: jpn-ncp@mofa.go.jp

発行元

外務省

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1

TEL 03-3580-3311(代)

編 集：経済局経済協力開発機構室

発 行：国内広報室

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>

発行年月：2026年2月